

令和元年5月27日

第1回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第1回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について

(追加) 議案第5号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の別段の面積の設定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条の規定による許可申請書の取下願について

報告第3号 農地法第5条の規定による許可申請書の取下願について

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

(追加) 報告第6号 農地法第52条に基づく農地の貸借情報の提供について

招集年月日	令和元年5月27日				招集場所	加須市役所 5階 503会議室			
開会の日時	午後1時30分				閉会の日時	午後2時50分			
会長	小 倉 和 夫				職務代理	野 川 良 翁			
議席	委員氏名	出	欠	議席	委員氏名	出	欠		
1	岡 島 敏 雄	○		9	塩 崎 博	○			
2	江 森 正	○		10	山 岸 和 男	○			
3	坂 本 君 夫	○		11	田 島 啓 司	○			
4	野 口 悦 夫	○		12	野 川 良 翁	○			
5	関 口 政 司	○		13	小 倉 和 夫	○			
6	矢 島 征 雄	○		14	早 川 初 男	○			
7	遠 井 勝	○		15	柳 田 浩	○			
8	栗 原 光 夫	○							
					加須市農業委員会事務局				
					局 長 細 田 悟				
					次 長 小 川 修 一				
					主 幹 正 能 光				
					主 幹 新 井 昌 典				
					主 査 落 合 高 雄				

開会 午後 1時30分

○局長（細田 悟君） 皆さん、こんにちは。

本日は、お暑い中お集まりをいただきまして、ありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから令和元年第1回加須市農業委員会総会を開催させていただきます。

元号が令和に改まりましたので、今回は、また第1回からということで、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、開会のご挨拶を野川職務代理からお願いいたします。

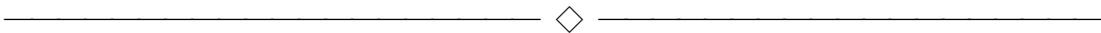
○職務代理（野川良翁君） 皆さん、こんにちは。

私ごとでございますけれども、昨日、ようやく、暑い中、田植えが終わり、私もほっとしているところでございます。騎西の方はですね、ビール麦の刈り取り、また、田植えがこれから始まるんじゃないかと思うんですけれども、体調には十分注意していただいて、作業に励んでいただきますように。

またですね、政局の方はですねアメリカの大統領が日本に参りまして、なぜかまた貿易の推進とか何とか言っていますけれども、我々農業者にとりまして、また、農産物の輸入が増えるんじゃないかと懸念しているわけでございます。

それではですね、ただいまより令和元年第1回加須市農業委員会総会を開会いたします。よろしくご協力をお願いします。

○局長（細田 悟君） ありがとうございます。



◎会長挨拶

○局長（細田 悟君） 続きまして、小倉会長からご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、こんにちは。

いきなり令和元年が何か猛暑日になっちゃったっていう感じで、私の家もまだ田植えが終わらないんで、今朝やってきたんですけれども、準備万端整って仕事しているわけじゃないんで、機械のほうも人間のほうもバテバテで、機械が途中でね、何回か故障しまして、メンテナンス中で二、三日仕事が遅れたということで、普通なら今日あたり一通り終わって、後

は飼料米でもぼつぼつやろうかなと思っていたんですけども、なかなか予定どおりにいきません。

本当に皆さん方にもご健勝のうちに、本当にね、農作業につきましても頑張っていることと思いますけれども、本当に熱中症には特に注意してくださいということが普通に出るような話になりまして、ことしの夏もどうかなという感じはするんですけども、天候はね、わかりませんし、ちょっとぐずつくようなことを長期予報では言っていますけれども、これも当てにならないということで、まだ、本当にね、北川辺地区は概ね終わったんですけども、まだ、騎西地区が最後のとりでで待っていると思うので、長い田植えの期間が加須はあるわけですけども、皆さん方には十分健康に留意されまして、この春の農作業の繁忙期を無事に乗り切っていただきたいと、そのような思いでございます。

本日は、令和元年に入りまして第1回の農業委員会総会でございますけれども、皆様方のご協力によりましてスムーズに進行できますことをご祈念申し上げ、言葉整いませんけれども、会長としての挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○局長（細田 悟君） ありがとうございます。



◎出席委員数の報告

○局長（細田 悟君） 本日の出席者でございますけれども、農業委員15名全員の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、この総会が成立することをご報告いたします。

それでは、議事の進行を議長をお願いいたします。



◎開会の宣告

○会長（小倉和夫君） それでは、よろしく申し上げます。



◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小倉和夫君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

2番 江 森 正 委員

3番 坂 本 君 夫 委員

両委員さんを指名いたします。



○会長（小倉和夫君） 議事に入る前に、1件の取下願が提出されております。本日の議案第3号で5番の志多見地区の案件については取下願が提出されておりますので、本日の議案からは除かれることをご報告いたします。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の7件を議題といたします。

初めに、1番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） 議案第1号、第3条の1番をご説明申し上げます。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲受人は経営規模を拡大するため、また、譲渡人は で、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

19日ですね、適正化推進委員の佐久間さんと、譲受人の さん宅を訪れて、お話を聞

いてきました。去年も を間に立てて農地を購入しているわけですが、この公図の、位置図のその隣が さん宅の農地になっておりますので、許可相当と判断してまいりましたので、よろしくお願ひします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、2 番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲受人は隣地の農地を所有し耕作しており、耕作する労力があるため、また、譲渡人は労力がなく耕作できないため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまふ。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11 番（田島啓司君） 11 番、田島です。

同じく19日、適正化推進委員の佐久間さんと さん宅を訪れたわけですが、地番がこれ、今もこの地域になっておると思ひます。すぐ隣が北中曾根ということで、譲渡人はもう耕作意欲が、農地を——前回もそうですが——手放してありまして、地目は畑でありますけれども、ここは現場を見たんですけれども、ほとんど畑の状態、野菜がつくってあった状態ということで、事務局の説明とおり、許可相当と判断してまいりましたので、よろしくお願ひをいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、3番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲受人は、農業経営規模拡大のため、譲渡人は相続で取得したが、住居が遠方で耕作できないため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（矢島征雄君） 6番、矢島です。

去る25日、推進委員の田部井さん、藤原さん、3人で譲受人の さん宅に伺いお話を聞いてまいりました。この案件は、4月に出された案件と同じく、近くの さんという方が亡くなり、娘さんが相続したということで、遠方のため維持管理ができないということで、 さんの宅地と隣接しているため話があり、贈与の形で譲り受けたとのことでした。現地は宅地と隣接していて、今、まだ小麦が作付されておりますが、それが収穫が終わったら譲り受けるということでございました。このような形なので、許可相当と判断してまいりました。よろしくご審議を。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、4番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲受人と譲渡人は親族関係で、譲受人は譲渡人の孫に当たり、祖父が高齢のため農業を承継するため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営面積や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○14番（早川初男君） 14番、早川です。

この件につきまして、私ここのところ毎日、土地改良の事務所のほうへお邪魔してますんで、そのときにちょうど話が来ました。それで、今、事務局の説明のとおり、何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、5番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は で、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（栗原光夫君） 8番、栗原です。

去る18日、推進委員の橋本さんと現地調査、確認をいたしました。この土地は、譲受人の さんが昔から借りているということで、そして今回の売買が成立いたしましたということです。よって、この案件は問題ないと我々も判断をいたしました。よろしく願います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、6番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は経営規模を縮小するため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（山岸和男君） 10番、山岸です。

20日の日に、推進委員の石川さんと現地調査と、譲受人の さんのところへ行きましてお話を聞いてまいりました。現地確認したところ、何も耕作はしておりませんが、ちゃんと適切に管理はされておりました。譲渡人の さんが農地を手放したいと考えていたところ、隣地の さんに相談しましたところこの話がまとまり、今回の申請ということになりました。許可相当と判断しましたが、審議のほどよろしく願いたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、7番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。本案件は、賃借権による賃貸借契約30年で、必要添付書類が整えられております。

本案件は、農地法施行規則第16条で不許可の例外に該当し、社会福祉法人が障害者等の就労支援として、バジルや大豆を栽培し、売り上げで賃金を払う計画となっております。就業指導員が3名おり、現在は法人所有の農園で5年ほど野菜の栽培経験があり、権利取得後の耕作についても特に問題はないと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番(山岸和男君) 10番、山岸です。

同じく20日の日に、石川さんと現地並びに障害者施設の新しく4月に開設した、これ
というところなんです、その所長 さんにお話を聞いてまいりました。申請地の上のほうに当たるところに、ここに施設が、障害者施設が4月から開所しまして、利用者の農業体験ということで、この申請地の土地を借りて、事務局の説明のとおり野菜をつくって体験させるという、リハビリを兼ねた農業体験をさせるということというお話でした。許可相当と判断しましたが、審議のほどよろしくお願

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の2件を議題といたします。

初めに、1番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の9ページ及び土地利用計画図の4-1をご覧ください。

本案件は、建物の一部が農地に建っていたため分筆し、転用するもので、必要添付書類が整えられております。

今回の申請は、建物の一部が農地に建っていることが相続の手続きで判明したもので、申請者の父親が昭和55年以前に建築したものをリフォームをして住んでいる状況でございます。申請者は、今後とも当該地及び建物で生活していきたいということでございましたので、分筆をし、始末書が提出されております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番、江森です。

ただいま事務局が詳細についてご説明あったとおり、昔のこと、農地法に関係なく家を建てちゃっていたわけですね。それが、判明をしまして、これは法的な手続きをとってやらなくちゃ、ということで、君は申請したわけであります。

以上、よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、2番の鴻基地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の10ページ及び土地利用計画図の4-2をご覧ください。

本案件は、第1種農地に営農型太陽光発電施設を設置し、下の農地で営農するので支柱の部分の一時転用でございまして、必要添付書類が整えられております。

当該地は、自宅東側で第2種農地でございます。その農地に支柱を建て、上部で太陽光発電による売電事業と、その下で小麦を耕作することとなっております。

現地調査を行った結果、営農型太陽光ということですので、支柱部分の面積の一時転用で、申請者は担い手農家でございますので、工事期間は10年となります。つまり、10年ごとの更新が必要となるものでございます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（塩崎 博君） 9番、塩崎でございます。

5月19日に、江川推進委員さんと2名で、現地にて申請者の さんより話を聞いてまいりました。お話によりますと、 さんはかねてから太陽光発電の施設をつくりたいということを考えていたため、この土地が第1種農地、いわゆる農業振興地域であったために、営農型の発電施設ということ計画したようです。高さ3mのポールを立てて、その上に発電のパネルを置かれ、下で小麦をつくるという計画でございます。そして、今回の申請は、ポールの太さの面積と、それが130本と、それから電柱を1本ということで、面積が0.58㎡ということでございます。その転用許可申請ということでございますが、問題ないのではないかと考えてまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○7番（遠井 勝君） 7番、遠井でございます。

まず、ちょっと審議の何と申しますかね、確認事項ですけれども、営農型と申しますのは、もちろんこの1種農地で、いわゆる太陽光の下に作物をつくって、これを管理して、裏付けをとってやるということですが、これは認定ということでの経済産業省とかの認可はとれているものでございましょうか。

それからですね、ちょっと幾つか確認したいと申しますか、小麦の作付を太陽光の下でやるということに対しての、これはちょっと私もよくわからないんですけれども、小麦作付で

作付の収益とかそういう採算は、やってみないとわからないと言われちゃうとそれまでなんですけれども、何というか、日照に対する麦の作付というのは全く支障ないんですか。それを確認したい。

それからですね、これを農業委員会で審査する場合、何を根拠に審査、あるいは聞き上げをしたりすればいいとか、現地調査からして、この方が従来小麦をつくっていて、その上に太陽光の営農型のをつくるということに対して、設備負担というのはどのぐらいかかるのか、わかったら教えていただきたい。

そして、10年という計画ですけれども、これが途中でやめた場合の何というんですかね、その辺はどういう審査で、これで支障ないということが言えるのかを確認したいということでございます。

○事務局（正能 光君） まず、1点目の経済産業省の設備認定はとってございます。

それと、2点目が、小麦がそれでできるのか、採算がどれぐらいとれるのかということで、一般社団法人のいばらき自然エネルギー協会の意見書がついておりまして、営農型で小麦を栽培した場合に、収量のほうが、おおむね8割以上の収穫が確保できるという意見書がついております。

○7番（遠井 勝君） いわゆる営農型の太陽光発電の申請を受けたときに、仮に農業委員会で議長として、この さんという人は認定農業者で、小麦を作付して、その上にどのぐらいの設備をかけてやるのか、営業するのかということ、我々は審査できないんじゃないかという気がしたんです。というのは、いわゆる経済産業省の認可もあって、販売先は で、これが担当者に確認をとるっていてもなかなか、何を確認していいかわからないし、従来、営農型の太陽光の発電につきましては、たびたび問題になっているんだろうと思うんです。というのは、作付の管理が義務づけられて、それを毎回、毎回といたしますか、年に報告しなきゃならないんだよね。

そして、途中でやめてしまった場合に、この設備負担というのは膨大なものなんだろうと思うんですよ。だから、その辺の審査基準を我々ができるのかどうかということが、この審査の何というんですかね、やっていいもんかどうかがわからないし、何でこういう形で出てくるのかがよくわからなかったということで、ちょっと疑問に思ったんです。

何か今までやっていた作付の内容が、これ以上の形を求めてやるために、こうした計画があるというのか、あるいはどこかからこの辺を要請を受けてやるのか、その辺の根拠がわかりましたら教えていただきたいし、また、この設備負担というのはどのぐらいのもので申請

が出ているのかも、参考までにお聞かせできればと思います。

以上です。

○事務局（正能 光君） まず、設備のほうですけれども、撤去費用が72万、太陽光システムの設置費合計で1,728万円、合計で1,800万円の資金計画となっております。それに対しまして全て借入れでございまして、
の融資証明が添付されています。要するに、地域で小麦で太陽光を実際にやっているという実績がないものですから、書類上でやはり意見書が、33%の遮光率でも8割以上収穫できると。そういう意見書に基づいて、あとは書類審査、添付書類ですね、それで判断をしているところでございます。

○7番（遠井 勝君） 農業委員の中に、小麦の作付のプロがいますので、その辺の日照関係はどうなんでしょうか。

○12番（野川良翁君） プロと言われてもですね。なかなか、つくっているというだけでですね、専門的なね、どれだけの日照量でどれだけ減るとかというのは、まさに今回ののは、太陽光発電の柱としたのを、基礎の部分だけを許可してくれっていう、そういうことなんですよ。

（「そういうことですね」と言う人あり）

○7番（遠井 勝君） 7番、遠井です。そうしますと、この農業委員会の審査時点の担当者は、何をもって判断して許可相当と言ったらいいんでしょうか。というのは、勉強したい部分もあるし、今まで営農型の太陽光というのは何度か出ていて、途中で挫折するケースというのは結構聞いていますし、その辺のリスクに一応どういうふうに対応するかということが課題になって、アシタバを作るのがわからないと途中で投げちゃって、継続ができなくても、もうちょっと頑張ってくれっていうので継続したり、何かその辺が、あやふやでね、ましてこの人は認定農業者でそういう形を、2種農地を転用するということはなかなかね、相当な心構えといますか、それがないとできないんだろうと思うんですよね。

ですから、そういうものを農業委員さんが現地確認して、何を確認して許可相当としていいのか、我々も審査の段階でもちょっと疑問に思ったものですから、書類審査が的確ということでございますので、わかりました。

○事務局（正能 光君） ちなみにですね、実際に書類でしか審査ができない、難しいのかなと、そういう気がします。

発電量と経済収支試算書というのがございまして、設置から7年で全て回収できると、そういう試算で出しております。その後は、全く収入に入る、収入ということで、それがもう

計算どおりいくということで、本人はそういう考えがあったと、そういうふう理解しております。

○9番（塩崎 博君） 塩崎です。

今、遠井さんが、現場の問題なことを私どもも思いまして、当人の さんにいろいろとお話し伺ったんですが、 さんの話ですと、もう4年前から、発電設備をつくりたいということで許可申請をとって、その許可をもらった段階で売電の価格が今よりも高い状態でとれていたということがありまして、それで、しかも本人、やる気十分でございまして、何が何でも成功させたいというような意気込みを持っておりましたので、判断とすればそういうところかなというふうに思っていました。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

ほかにご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○8番（栗原光夫君） 8番、栗原です。

これ、経済産業省の許可があるということは、もうこれはやむを得ないことじゃないんですかね、国のほうからの許可がもうおりにしているということは。その辺のことはどうなんでしょうかね、ちょっと勉強不足でわからないんですけれども。

○事務局（正能 光君） 書類上の添付書類、要件等は全てクリアしております。

○会長（小倉和夫君） ほかにご意見はございませんか。

○12番（野川良翁君） 12番、野川です。

今回のですね、この基礎の分だけを雑地にしまして、これがね、10年たって解体して、第2段階としてまたその土地が転用ですか——なるということはできるんですか。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

あくまでも一時転用ですから、撤去すれば農地になります。

（「もとへ戻るんですね」と言う人あり）

○事務局（正能 光君） はい、もとへ戻せば農地です。

○12番（野川良翁君） ありがとうございます。

○会長（小倉和夫君） ほかにご意見はありますか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の14件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の11ページ及び土地利用計画図の5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（野口悦夫君） 4番、野口です。

5月19日、推進委員の野本さん、川島さんと3人で、現地を見てまいりました。現地につきましては、その地図もあるんですけども、地図の北側に さんという家があるんですけども、この さんにつきましては さんの実家でございます。譲受人の実家でございます。その旦那さんは さんというお宅なんですけれども、去年亡くなりまして、この場所につきましては3年ぐらいまで小麦をつくっていたわけでございますけれども、 さんが亡くなり、娘さんが相続という形でもらったわけでございます。ただ、場所が で遠いという形で、管理もできないので売ることになったようでございます。また、この場所につきましては、 の集落内に存在する農地であり、生産性が低い場所でもあることから、本申請につきましては、事務局の説明のとおり許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、2番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の12ページ及び土地利用計画図5-2をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番(野口悦夫君) 4番、野口です。

やはり5月19日、推進委員の野本さん、川島さんと3人で譲渡人の さんを訪ね、現地を見、話を聞いてまいりました。この譲受人につきましては、かつて さんの娘さんの旦那さんという形で親子関係でございます。また、今、借家住まいという形で、実家に近く、土地があるという形で、その土地を借りて家を建てるということで、何の問題なく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、3番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の13ページ及び土地利用計画図の5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

19日、適正化推進委員の佐久間さんと さん宅を訪れて、お話を聞いてきたわけですが、ちょうどこの さんという方、長男なんだが、一緒には住んでないんですけれども、ちょうど帰ってきておまして、それで、ここの土地も何か住宅の開発で声がかかったようなんですけれども、子供さんたちがどうしても売りたいくないというようなことで、ただ、今まで管理していたトラクターが壊れちゃって、管理するのが大変だというようなことで、そこでこの太陽光の賃貸借ということで20年の計画でお願いするようになったと伺いました。2種農地ということで、立地基準上、やむを得ないものと判断してまいりましたので、ご審議よろしくお願

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、4番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の14ページ及び土地利用計画図の5-4をご覧ください。

本案件は、平成30年度に除外が完了した土地で、譲受人が売買により土地を取得し、駐

車場を整備するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（矢島征雄君） 6番、矢島です。

去る25日、推進委員の田部井さん、藤原さんと3人で譲渡人の さん宅に伺いお話を聞き、現地確認しました。この土地は、運送会社 の大型車の駐車場の隣接地で、平成19年より貸していたが、今回、駐車場の拡張に伴い、売買により売り渡したということでございます。現地は、大型駐車場と花市場の との間に残された土地で、耕作不適当な土地と判断してまいりました。駐車場の拡張用地としてやむを得ないものと思ひ、許可相当と判断しました。ご審議をお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、6番の騎西地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の16ページ及び土地利用計画図5-6をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（関口政司君） 5番の関口です。

5月の20日に、譲渡人の さんから電話をいただきました。 さんは以前、近所に住んでおりましたけれども、相続で、兄弟と不仲となって、他市に転居していたという状況であります。ほかにも耕作放棄地というのが近くにありまして、電話やショートメールで連絡をとっておりましたが、長らく無視されていたというのが状況であります。今回、売買というところで連絡をいただいた次第であります。相続した土地で農業の意思はなく、そういう設備も何ら持ってないという状況でありますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、7番の騎西地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の17ページ及び土地利用計画図の5-

7をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準及、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（関口政司君） 5番の関口です。

5月の21日、坂本委員さん、関口推進委員さん、渡辺推進委員さんと4人で、譲渡人です さんと現地にて調査を行ってまいりました。譲渡人は今、農業はしてなく

て、人をお願いしているという状況でありました。また、先ほどの6番の さんと同じ、譲渡の意思に間違いはないというところがございますので、ご審議のほどお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、8番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の18ページ及び土地利用計画図の5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外で許可の見込まれるもので、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（栗原光夫君） 8番、栗原です。

去る18日に、推進委員の橋本さんと2人で現地調査、確認をいたしました。この さんは、譲受人と譲渡人は親子であります。そして、実家の裏に家をつくりたいということで、先ほど事務局の説明どおり、我々もやむを得ないと判断をいたしました。皆さん、よろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、9番の鴻基地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の18ページ及び土地利用計画図5-9をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外で許可の見込まれるもので、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番(塩崎 博君) 9番、塩崎です。

5月19日に、江川推進委員さんと2人で現地を確認してまいりました。この土地は、譲渡人がかねてより手放したいということで、3区画に分筆をしておったわけございまして、図面で見るとかなりややこしいわけですが、細長いところは道路という形になっております。周りにも住宅が点在しておりまして、問題ないということで判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

9番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、10番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の20ページ及び土地利用計画図の5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、駐車場の拡張、事務所を移転するもので、

資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（山岸和男君） 10番、山岸です。

5月20日の日に、推進委員の石川さんと現地調査をしてまいりました。お話は私が電話をして、申請者の のほう、本社のほうへ電話したところ、代理人の さん、設計事務所の さんを紹介されまして、 さんよりお話を聞きまして、去年の4月に一応除外申請が出されており、ことし5月に転用の申請をしたということで、事務局の説明のとおり、観光バスの増車に伴い駐車場の拡張ということでお話をしまして、また、譲渡人の さんなんですが、高齢のため耕作もちょっとままならないというところもありまして、今回の申請ということになりました。審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

10番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、11番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の21ページ及び土地利用計画図の5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は私、13番、小倉ですので、私のほうから調査結果並びに補足説明をいたします。

5月18日に、高橋、細谷両推進委員さんとともに3人で、さん宅を訪れ、また、現地も確認してまいりました。残念ながら譲渡人のさんには、留守で、後日私のほうから電話をしてさんに確認をしたところ、団地というか、団地に挟まれた農地でございまして、今まで団地の人が野菜だとか花だとかを栽培していたようですけれども、高齢になった関係で空き地のような状態になってしまったということで、今回、事務局の説明のとおり、売買ということで話を進めたということでございました。許可相当と判断してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

11番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、12番及び13番の東地区の案件について、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 12番、13番は関連しておりますので、一括にてご説明いたします。位置図の22ページ及び土地利用計画図の5-12、13をご覧ください。

まず、12番の案件でございまして、譲受人は売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、13番の案件は、使用貸借により、太陽光発電施設の設置工事のための進入路として使用するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、12番は、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種と農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま。また、13番の一時転用につきましては、工事完了後すみやかに耕作農地に復旧するということであり、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（柳田 浩君） 15番、柳田です。

5月16日に、町田推進委員と2人で、現地にて譲受人の代理人からお話を伺ってまいりました。内容につきましては、事務局の説明のとおりでございまして、また、13番の進入路につきましても、自分の土地を使って入るということで、やむを得ないというふうに判断してまいりました。ともによろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

まず、12番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、13番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、14番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の23ページ及び土地利用計画図5-14をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（柳田 浩君） 15番、柳田です。

5月20日に、佐藤推進委員と2人で、現地にて譲受人の代理人から話を伺ってまいりました。この譲渡人の さん、過去にも2筆ほど太陽光で売買しておりまして、その近接地

の農地について、今回、新たに譲り渡したいということをございまして、内容につきまして
は事務局の説明とおりでございまして、やむを得ないというふうに判断してまいりました。
よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

14番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、15番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の24ページ及び土地利用計画図5-1
5をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、資材置場及び駐車場を整備するもので、資
金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上、やむを得
ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査
の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（柳田 浩君） 15番、柳田です。

5月20日に、佐藤推進委員と2人で、現地にて譲受人の社長等から話を伺ってまいりま
した。運送業の駐車場敷地の拡張ということで、また、隣接地への拡張ということで、やむ
を得ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

15番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画（案）につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受希望者の公募に応募した方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものでございます。受け手希望者への農用地の貸し付けが適当であるか、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、同意することに決定いたします。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第5号「農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の別段の面積の設定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 今回、追加で議案のほうを発送させていただきました。議案第5号

でございますが、本案件は、農地法第3条の定めに基づく農地所有権を取得する際に、最低所有しなければならない面積を農地法3条第2項第5号に定めている50a（5,000㎡）とは別に、加須市農業委員会が面積設定を行うかをご審議いただくものでございます。

審議の結果は、ホームページ等で公表いたします。事務局案といたしましては、追加の議案書のとおり、別段の面積の設定はなしで、法の定める面積50aといたしました。

理由といたしましては、当農業委員会において毎月審議される第3条の申請の農地所有権等の取得案件において、ほとんどが50a以上の所有者が経営規模拡大をする目的となっておりますことから、別段の下限面積は設定しないものといたしました。

ちなみに、平成30年度も別段の面積の設定もなしでご承認いただいたところでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） 本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第5号「農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の別段の面積の設定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、承認することに決定いたします。



◎報告事項

○会長（小倉和夫君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） それでは、報告第1号から追加の報告ございました第6号まで、説明したいと思います。

まず、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」、相続に伴う権利移動の届出21件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第2号「農地法第4条の規定による許可申請書の取下願について」、4条の許可取下願1件で、内容は資料のとおりでございます。

報告第3号「農地法第5条の規定による許可申請書の取下願について」、5条の許可取下願2件で、内容は資料のとおりでございます。

報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について」、市街化区域内の農地転用届出14件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」、農地貸借の合意解約による届出29件で、内容は資料のとおりでございます。

最後に、追加報告第6号でございますが、「農地法第52条に基づく農地の貸借情報の提供について」でございますが、平成30年度に設定された貸貸借（10a当たり）の実績で、追加のですね、表、報告第6号でございますが、表の金額の単位は円でございます。筆数は1筆になっております。下段の括弧書きは前年度の金額、欄外の左下、注釈でございますけれども、データは平成30年度の農地利用集積計画によるものでございます。

先ほど言いましたけれども、括弧内の数字につきましては、前年度29年度の利用集積計画によるものでございます。また、賃借料を物納支給（玄米等）として契約は含まれておりません。

一番左の平均額につきましては、100円単位を、100円未満を四捨五入しております。最後に、著しく高額な貸貸借は、特殊取引として除外しております。

報告については以上です。

○会長（小倉和夫君） 以上で、本日の総会に上程しました議案について全て終了いたしました。

これで議長としての進行は終了となりますので、司会へお戻しします。

○局長（細田 悟君） 小倉会長には、長時間にわたりまして議事を進行していただきまして、ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○局長（細田 悟君） それでは、最後に、野川職務代理より閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（野川良翁君） 本日はですね、長時間にわたり各委員さんには慎重審議をいただきまして、ありがとうございます。

これもちまして、令和元年第1回加須市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労さ
まです。

○局長（細田 悟君） ありがとうございました。

閉会 午後 2時50分



会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和元年5月27日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 江 森 正

署名委員 坂 本 君 夫